

平成31年度 普通交付税の算定方法の改正について

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」(H31年度地方財政計画:1兆円)に対応した算定

地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において算定することとしている。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度は「取組の必要度」に応じて4,000億円程度(道府県分1,330億円程度、市町村分2,670億円程度)、「取組の成果」に応じて2,000億円程度(道府県分670億円程度、市町村分1,330億円程度)を算定することとしている。

また「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフトすることとしており、平成31年度は「行革努力分」として2,000億円程度(道府県分500億円程度、市町村分1,500億円程度)、「地域経済活性化分」として1,900億円程度(道府県分475億円程度、市町村分1,425億円程度)を算定することとしている。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしている。

2 「トップランナー方式」等を反映した算定

トップランナー方式(歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組)について、平成31年度においては、平成28年度に導入した16業務のうち2業務及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施することとしているとともに、本庁舎清掃等の9業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。

なお、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、平成31年度においては導入しないこととしている。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）については、段階的な反映における4年目の見直しを実施することとしている。

3 消費税・地方消費税率の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分及び人づくり革命分の地方負担額については、基準財政需要額に100%算入することとしていること、また、地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようするため、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当面100%算入することとしていること。

ただし、人づくり革命分のうち幼児教育の無償化については、初年度に要する経費の地方負担分を子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）により全額措置することとしており、基準財政需要額には算入しないこととしている。

また、無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき基準財政需要額に算入することとしている。

4 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童虐待防止対策の強化に対応した算定

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、190億円程度を算定することとしている。

5 公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費の算定

平成30年度補正予算（第1号）において「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が計上されたことを踏まえ、公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費として69億円程度を算定することとしている。

6 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定

地方財政計画の「重点課題対応分」に計上された森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費に対応し、200億円程度を算定することとしている。

7 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを見まえ、平成29年度又は平成30年度に見直しを行った事項については、引き続き段階的に交付税の算定に反映することとしている。

8 その他の算定方法の改正

- ・ 都道府県立中学校の学校運営に要する経費については、これまで特別交付税において算定を行うこととしてきたところであるが、平成31年度から中学校費（教職員数）に密度補正を新設して算定することとしている。
- ・ 通信制課程の高等学校については、これまで道府県分はその他の教育費（人口）、市町村分は特別交付税において算定を行うこととしてきたところであるが、平成31年度から高等学校費（教職員数）において算定することとしている。

9 地方特例交付金等の改正

環境性能割の臨時の軽減による減収を補填するため自動車税減収補填特例交付金（仮称）（22.6億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）（23億円）を創設し、基準財政収入額に新たに、その75%を算入することとしている。

なお、子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）については、基準財政収入額に算入しないこととしている。

平成31年度普通交付税額の推計について

個別算定経費

A1

(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除く)

○推計参考伸率(前年度算定比) 道府県分±0.0% 市町村分±0.0%

+

包括算定経費

A2

○推計参考伸率(前年度算定比) 道府県分△3.5% 市町村分△3.5%

+

地域の元気創造事業費

○当該団体で推計 別添資料4を参照

+

人口減少等特別対策事業費

○当該団体で推計 別添資料4を参照

+

公債費・事業費補正

A3

○当該団体で推計

|

臨時財政対策債発行可能額

○当該団体で推計 別添資料7を参照

|

基準財政収入額

A4

○当該団体で推計

II

普通交付税額

個別算定経費の留意点

個別算定経費(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費及び公債費・事業費補正を除いた経費)については、前年度算定額を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるので、各団体ごとの態容や基礎数値の変動などにより異なる点に留意し、勘案すること(次ページ参照)。

a. 測定単位の変動による増減

《教職員数、児童・生徒数等の毎年の更新》

b. 密度補正等の基礎数値の変動による増減

《1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数等の更新》

○密度補正等の基礎数値の変動（毎年）

- ・全般的に密度補正等の基礎数値の変動には留意が必要だが、特に1～3号認定子どもの数、障害福祉サービス利用者数、介護サービス受給者数、生活保護扶助者数、土砂災害防止法に基づく基礎調査実施箇所数等の基礎数値が大幅に変動することにより基準財政需要額の伸びが異なるケースが多いことに留意。
- ・平成30年度に引き続き、私立幼稚園の新制度への移行に伴う1、2号認定を受けた子どもの数の変動に留意（道府県分においては、測定単位（私立学校の幼児数）の変動に留意）。

c. 幼児教育無償化による影響

- ・人づくり革命分のうち幼児教育の無償化については、初年度に要する経費の地方負担分を基準財政需要額には算入しないこと。
- ・無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき基準財政需要額に算入すること。

別添資料3参照

d. 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定

森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費について、新たに算定すること。

<算定方法>

○道府県分 林野行政費（「公有以外の林野の面積」を測定単位とするもの）
： 単位費用措置及び譲与基準に即した密度補正により算定

○市町村分 林野水産行政費
： 単位費用措置及び譲与基準に即した密度補正により算定

e. その他

- 寒冷補正（寒冷度）の級地を見直すこと。
- 最近の決算の状況等を踏まえ、普通態容補正の個別係数等の補正係数を見直すことがあること。

包括算定経費の留意点

前年度算定時の包括算定経費を基礎として推計参考伸率を勘案すること。

※ 推計参考伸率は、前年度の交付団体の全国総額を基礎として伸率を算出したものであるので、団体の規模(人口・面積)により異なる点に留意し、勘案すること。

公債費・事業費補正の留意点

① 新規に発行したもの、据置期間が終了して元利償還金が大きく増額するものに留意。

・臨時財政対策債・東日本大震災全国緊急防災施策等債 等

② 償還が終了するものについて漏れなく反映し、過大に見積もらないこと。

・辺地、過疎対策事業債・地方税減収補填債・臨時地方道整備事業債 等

特に下記の起債が、平成30年度で償還が終了し、平成31年度に償還額が大幅に減になることに留意。

<道府県分>

臨時地方道整備事業債(H10債)

地方税減収補填債(H9債)

財源対策債(H9債)

臨時税収補填債(H9債)

<市町村分>

臨時地方道整備事業債(H10債)

地方税減収補填債(H15債)

財源対策債(H9債)

臨時税収補填債(H9債)

① 法人関係税及び利子割（交付金）

30年度調定見込額(10月照会) × 乗率 × 0.75 + 精算見込額

- 法人税割の乗率 道府県1.01、市町村1.04
- 法人事業税の乗率 道府県1.14(所得・収入金課税分)、1.00(外形標準課税分)
- 利子割の乗率 道府県1.07
- 利子割交付金の乗率 市町村1.12

※法人関係税の調定見込額は、現事業年度分のみ対象

② 地方消費税（交付金）

地方消費税率の引上げによる増収分は100%算入

<道府県>前年度の基準財政収入額 × 1.09

<市町村>前年度の基準財政収入額 × 0.99

※上記乗率は平均的な伸率を推計。また、清算基準に用いる統計数値の更新が行われることにより、実際の伸率は団体ごとに一律ではない。

③ 新たに創設される税目

自動車税環境性能割（交付金）、軽自動車税環境性能割、
自動車重量譲与税（道府県分）、森林環境譲与税（仮称）

- 当該団体で推計

④ その他の税目

前年度の各税目等毎の基準財政収入額 × 地財計画の増減率

※1 基準財政収入額の推計に際しては、別添資料6「基準財政収入額の推計に係る留意事項について」を参照

※2 基準財政収入額の算定においては、各団体の当該年度の予算額ではなく前年度収入実績を基礎として算定。

+

税源移譲相当額（個人住民税） 100%算入

- ・所得税から個人住民税への税源移譲
 - ・県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う税源移譲
- 当該団体で推計

+

地方法人特別譲与税<道府県> × 0.75

前年度の基準財政収入額 × 乗率 × 0.75 + 精算見込額

- 乗率 1.07

+

地方特例交付金 × 0.75

(自動車税減収補填特例交付金(仮称)、軽自動車税減収補填特例交付金(仮称)含む。)
○当該団体で推計

+

東日本大震災に係る特例加算額（減収見込額） × 0.75

- 当該団体で推計

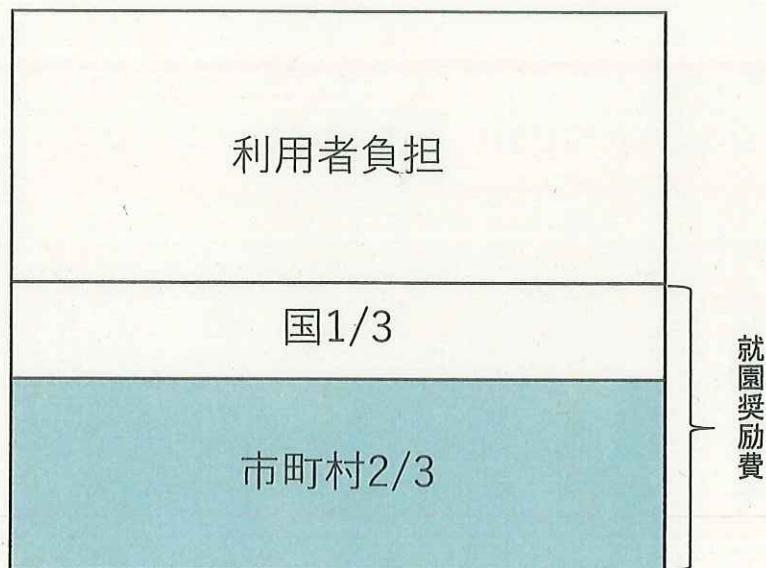
||

31年度基準財政収入額推計値

就園奨励費について

- 幼児教育無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき、基準財政需要額に算入することとしている。

平成30年度

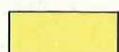


平成31年度

～平成31年9月 平成31年10月～



基準財政需要額



臨時交付金

平成31年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- 平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(平成31年度は340億円シフト)

平成31年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,330億円程度	670億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,670億円程度	1,330億円程度	4,000億円程度
計	4,000億円程度 (前年度比増減額) (△340億円程度)	2,000億円程度 (+340億円程度)	6,000億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)
 [道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注)
 B : 全国平均 / 転入者人口比率
 C : 転出者人口比率 / 全国平均
 D : 全国平均 / 年少者人口比率
 E : 自然増減率 / 全国平均 (注)
 F : 全国平均 / 若年者就業率
 G : 全国平均 / 女性就業率
 H : 1 / 有効求人倍率
 I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高
 α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$$

- J : 人口増減率※
 K : 転入者人口比率
 L : 転出者人口比率
 M : 年少者人口比率※
 N : 出生率
 O : 若年者就業率
 P : 女性就業率
 r : 条件不利地域の割増率
 β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

〔※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)〕

(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH28~30の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

(※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。)

平成31年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- 平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト（平成31年度は340億円シフト）

平成31年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度 (前年度比増減額) (△340億円程度)	1,900億円程度 (+340億円程度)	3,900億円程度

算定方法

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (\text{経常態容補正 I} + \text{経常態容補正 II})$$

[道府県 : 950円 市町村 : 2,530円]

$$\text{《行革努力分》経常態容補正 I} = (0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$$

- | | | |
|-----|-------------------|---|
| A : | 職員数削減率 | 各団体の削減率と全国の削減率との差（ラスパイレス指数については、指数100との差）に応じて割増し又は割落し |
| B : | ラスパイレス指数（前年度） | |
| C : | ラスパイレス指数（直近5か年平均） | |
| D : | 人件費削減率 | |
| E : | 人件費を除く経常的経費削減率 | |
| F : | 地方債残高削減率 | |

α : 算定額を総額に合わせつけるための率

（注）削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

$$\text{《地域経済活性化分》経常態容補正 II} =$$

$$<\text{道府県}> (0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$$

$$<\text{市町村}> (0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.1125N + 0.1O) \times r \times \beta$$

- | | | |
|-----|-------------------------------|---|
| G : | 第一次産業産出額（道府県）・農業産出額（市町村） | 全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し
※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較（市町村） |
| H : | 製造品出荷額 | |
| I : | 小売業年間商品販売額 | |
| J : | 日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数（道府県） | |
| K : | 若年者就業率 | |
| L : | 女性就業率 | |
| M : | 従業者数※ | |
| N : | 事業所数 | |
| O : | 一人当たり県民所得（道府県）・一人当たり地方税収（市町村） | |
| r : | 条件不利地域の割増率 | |

β : 算定額を総額に合わせつけるための率

（※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。）

トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働きかせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

これまでの取組状況

・ 平成28年度導入 : 16業務

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| ◇学校用務員事務 | ◇公用車運転 | ◇プール管理 |
| ◇道路維持補修・清掃等 | ◇一般ごみ収集 | ◇公園管理 |
| ◇本庁舎清掃 | ◇学校給食(調理) | ◇庶務業務の集約化 |
| ◇本庁舎夜間警備 | ◇学校給食(運搬) | ◇情報システムの運用 |
| ◇案内・受付 | ◇体育館管理 | |
| ◇電話交換 | ◇競技場管理 | |

・ 平成29年度導入 : 2業務

- | | |
|------------|---------|
| ◇青少年教育施設管理 | ◇公立大学運営 |
|------------|---------|

導入業務のうち、下線を付した9業務については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の市町村では経費水準が下がらないように算定。

平成31年度の取組

- 平成28年度に導入した16業務のうち2業務(学校用務員、庶務業務)及び平成29年度に導入した2業務について、段階的な反映における3年目又は4年目の見直しを実施。
- 平成31年度からの導入を目途に検討することとしていた、窓口業務の委託については、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえてトップランナー方式の導入を検討することとしていることから、平成31年度においては導入しない。

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)				
		見直し前年度 (H20導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成31年度	見直し最終年度					
H28導入分	◇学校用務員事務	高等学校費	388,570(千円)	346,557(千円)	338,360(千円)	○	5		
		特別支援学校費	57,312(千円)	52,339(千円)	51,445(千円)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,551,493(千円)	3,550,647(千円)		3		
	◇本庁舎清掃								
	◇本庁舎夜間警備								
	◇案内・受付	包括算定経費	466,812千円	337,545(千円)	337,545(千円)	○	3		
	◇電話交換								
	◇公用車運転								
	◇体育館管理								
	◇競技場管理	その他の教育費	25,629(千円)	25,866(千円)	25,866(千円)	○	-		
	◇プール管理								
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	162,839(千円)	162,839(千円)	○	-		
	◇庶務業務 (人事・給与・旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○	1		
H29導入分	◇青少年教育施設管理	その他の教育費	162,599(千円)	143,580(千円)	143,580(千円)	○	3		
	◇公立大学運営	その他の教育費	1,694(千円) ／人)	1,553(千円) ／人)	1,506(千円) ／人)	○	5		
			1,938(千円) ／人)	1,776(千円) ／人)	1668(千円) ／人)		5		

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)				
		見直し前年度 (H20導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成31年度	見直し最終年度					
H28導入分	◇学校用務員事務	小学校費	3,707(千円) ／1校)	3,110(千円) ／1校)	2,981(千円) ／1校)	○	5		
		中学校費	3,707(千円) ／1校)	3,110(千円) ／1校)	2,981(千円) ／1校)	○	5		
		高等学校費	7,353(千円) ／1校)	6,450(千円) ／1校)	6,266(千円) ／1校)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,263(千円)	139,129(千円)		3		
	◇本庁舎清掃								
	◇本庁舎夜間警備								
	◇案内・受付	包括算定経費	55,483(千円)	44,770(千円)	44,770(千円)	○	3		
	◇電話交換								
	◇公用車運転								
	◇一般ごみ收集	清掃費	192,962(千円)	192,605(千円)	192,605(千円)	○	-		
H29導入分	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
		中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
		◇学校給食(運搬)							
	◇体育館管理								
	◇競技場管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,714(千円)	29,714(千円)	○	3		
	◇プール管理								
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	52,047(千円)	52,047(千円)	○	-		
	◇庶務業務	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	9,051(千円) の減	11,350(千円) の減	○	5		
	◇情報システムの運用	戸籍住民基本台帳費(戸籍数)	17,586(千円)	13,388(千円)	13,388(千円)	○	3		
		徴税費	32,030(千円)	24,384(千円)	24,384(千円)		3		
		包括算定経費	36,204(千円)	27,562(千円)	27,562(千円)		3		
H29導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	1,694(千円) ／人)	1,553(千円) ／人)	1,506(千円) ／人)	○	5		
			1,938(千円) ／人)	1,776(千円) ／人)	1668(千円) ／人)		5		

※経費水準を据え置きとしていた業務についても、消費税率の引上げを踏まえて見直しを行っている。

基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し

- 地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率(※)として基準財政収入額の算定に反映

※〔見直し前〕全国の平均的な徴収率 → 〔見直し後〕上位3分の1の地方自治体が達成している徴収率
(過去5年平均)

→ 実効的な徴収対策の一層の取組を促進

	見直し前	見直し後		参考 32年度予定 (5年目)
		30年度 (3年目)	31年度 (4年目)	
都道府県税	個人均等割	98.0%	98.4%	98.5%
	所得割	98.0%	98.4%	98.6%
	個人事業税	98.5%	98.7%	98.8%
	不動産取得税	96.5%	97.7%	98.5%
	ゴルフ場利用税	99.7%	99.9%	100.0%
	鉱区税	98.5%	99.4%	100.0%
市町村税	個人均等割	98.0%	98.4%	98.6%
	所得割	98.0%	98.4%	98.6%
	固定資産税(土地)	98.0%	98.4%	98.6%
	固定資産税(家屋)	98.0%	98.3%	98.5%
	固定資産税(償却)	98.5%	98.8%	99.0%
	事業所税	99.8%	99.9%	99.9%

※ 平成28年度から実施(地方自治体への影響等を考慮し、5年間で段階的に反映)

基準財政収入額の推計に係る留意事項について

- 1 平成 31 年度においては、消費税率の引上げにあわせ、自動車取得税（交付金含む）が廃止され、自動車税環境性能割（交付金含む）及び軽自動車税環境性能割が創設されるとともに、車体課税の見直しにより都道府県の自動車重量譲与税が創設されるほか森林環境譲与税（仮称）が創設されることに対応して、基準財政収入額を算定することとなること。
- 2 基準財政収入額の見積りに当たっては、車体課税の大幅見直し等地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度（平成 30 年度）の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 3 個人住民税（所得割）の推計に当たっては、課税状況調における各団体の算出税額や納税義務者数の増減等により、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。
- 4 地方消費税及び地方消費税交付金の推計に当たっては、清算基準に用いる統計数値の更新が行われることに留意し、過少に見積もることのないようにすること。
- 5 地方消費税率の引上げによる增收は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていること、また、地方消費税率の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするために、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の增收分については、当面 100% 算入することとしていること。
- 6 自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）について、その 75% を算入することとしていること。
- 7 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その 75% が基準財政収入額に加算されることから、各団体の所要額により見積もること。
- 8 上記のほか、現時点では、前年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じるなどの方法により全国（交付団体）の総額を見積もっている。

(1) 平成 30 年度調定見込額(平成 30 年 11 月 9 日付事務連絡)を基礎として見積もるもの

区分	見積り方法
法人関係税	法人税割 30 年度「調定見込額(現事業年度分)」に、 道府県分にあっては、1.01 度 市町村分にあっては、1.04 度 を乗じて試算
	法人事業税 30 年度「所得・収入金課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、1.14 度 30 年度「外形標準課税分に係る調定見込額(現事業年度分)」に、1.00 度 を乗じて試算 ※上記乗率は、調定見込額から平均的な伸率を推計したものである。
利子割(交付金)	30 年度「調定見込額」に、 道府県分にあっては、1.07 度 市町村分にあっては、1.12 度 を乗じて試算

(2) 平成 30 年度の基準財政収入額に地財計画の増減率を乗じて見積もるもの

区分	道府県分	市町村分
配当割(交付金)	1.11 度	1.11 度
株式等譲渡所得割(交付金)	0.99 度	0.99 度
自動車取得税(交付金)	0.50 度	0.54 度
軽油引取税(交付金)	1.01 度	1.00 度
地方消費税(交付金)	1.09 度	0.99 度
地方法人特別譲与税	1.07 度	-

※1 地方消費税(交付金)に係る乗率は、平均的な伸率を推計したものである(実際の伸率は団体ごとに一律ではない。)。

※2 地方法人特別譲与税の基準財政収入額については、精算分を除く。

平成31年度の臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の総額

平成31年度の道府県と市町村の臨時財政対策債の割合は、道府県と市町村の臨時財政対策債控除前財源不足額（基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）の割合等を踏まえ、平成30年度据置としている。

これにより、平成31年度における道府県及び市町村の臨時財政対策債の発行可能額は下表のとおりと見込まれる。

(単位：億円)

区分	平成31年度	平成30年度	差引	伸び率
道 府 県	17,853	21,853	△4,000	△18.3%
市 町 村	14,715	18,012	△3,297	△18.3%
合 計	32,568	39,865	△7,297	△18.3%

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

2 臨時財政対策債発行可能額の算定方法

各団体の控除前財源不足額を基礎として算定することとしている。

3 算式

各地方公共団体の発行可能額については、以下の算式により算定する見込み。

なお、この場合、算定された臨時財政対策債発行可能額については、当該団体の基準財政需要額から振り替えることとしている。

<算式>

$$\text{発行可能額} = a \times X \times \alpha$$

※ Xは右記により算定 $X = B / (B + C) \times \alpha$

a : 控除前財源不足額（当該団体における基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）と基準財政収入額の差額）

B : 臨時財政対策債の全国総額（道府県・市町村別）

C : 普通交付税の交付基準額の全国総額（道府県・市町村別）

α : 「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」
(H26～30 平均) を用いた補正係数

合併算定替適用市町村におけるアの算出に当たっては、合併関係市町村の
「基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）」
(H26～30 平均) を、合併市町村の権能（政令市、中核市・施行時特例市、
その他の市町村）に対応した算式に適用

α : 総額に合わせ付けるための率

(参考) Xのイメージ（現時点の試算値であり、算定期に変動）

道府県（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨財債発行可能額振替前)	X
0.80	0.65 程度
0.70	0.50 程度
0.60	0.40 程度
0.50 以下	0.30 程度以下

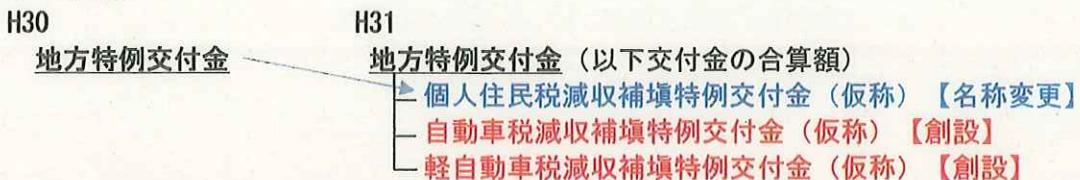
市町村（例）

基準財政収入額 基準財政需要額 (臨財債発行可能額振替前)	X		
	(政令市)	(中核市・施行時特例市)	(その他の市町村)
1.00	0.85 程度	0.80 程度	0.80 程度
0.90	0.80 程度	0.70～0.60 程度	0.70～0.60 程度
0.80	0.65 程度	0.60～0.50 程度	0.60～0.50 程度
0.70	0.50 程度	0.40～0.30 程度	0.40～0.30 程度
0.60 以下	0.40 程度以下	0.25 程度以下	0.25 程度以下

環境性能割の臨時的軽減に伴う地方特例交付金の創設について

- 平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補填するための特例交付金に加え、自動車税減収補填特例交付金（仮称）及び軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）を創設する。

<イメージ図>



1. 交付対象

- ・自動車税減収補填特例交付金：都道府県、市町村（特別区を含む。）
- ・軽自動車税減収補填特例交付金：市町村（特別区を含む。）

2. 交付総額

	平成31年度	平成32年度	計
自動車税減収補填特例交付金	225.8億円	201.8億円	427.6億円
軽自動車税減収補填特例交付金	23.1億円	50.8億円	73.8億円
計	248.8億円	252.6億円	501.4億円

3. 交付時期

4月、9月（ただし、平成31年度は9月のみ）

4. 各地方団体に対する交付額の算定方法

- ・自動車税減収補填特例交付金
 - ：各都道府県及び各都道府県内市町村の自動車税の環境性能割の減収見込額並びに市町村道等の延長及び面積に応じて按分
- ・軽自動車税減収補填特例交付金
 - ：各市町村の軽自動車税の環境性能割の減収見込額で按分

5. 基準財政収入額への算入

交付額の75%

6. 予算上の取扱い

（款）地方特例交付金一（項）地方特例交付金一（目）地方特例交付金

幼児教育無償化に係る臨時交付金の交付について

- 幼児教育の無償化に係る地方負担分について、平成31年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分（2,349億円、下表赤枠部分）について、「子ども・子育て支援臨時交付金」を創設し、全額国費措置。

1. 交付対象

- ・ 幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づき各都道府県又は各市町村が負担する部分に対して、各都道府県又は各市町村に直接交付。

※ ただし、平成30年度までの段階的無償化に係る負担部分及び私立幼稚園（新制度未移行）に対する現行の就園奨励費の負担部分に相当する部分については、今般の幼児教育の無償化の対象とはならないことから、臨時交付金の交付対象外。

2. 交付額及び交付時期

- ・ 平成31年10月以降の基礎数値に基づき交付額を算定し、平成32年3月に交付。

3. 地方交付税との関係

- ・ 交付金の収入額及び交付金を充てる地方負担の部分については、地方交付税算定上の基準財政収入額・基準財政需要額に算入しない。

4. 予算上の取扱い

（款）地方特例交付金

- －（項）子ども・子育て支援臨時交付金
- －（目）子ども・子育て支援臨時交付金

<幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担割合及び平成31年度所要額>

※ 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:億円)

区分	負担割合			平成31年度(半年分)		
	国	都道府県	市町村	国・地方合計(億円)		
				国	都道府県	市町村
私立認可施設 認可外保育施設等	1/2	1/4	1/4	3,064	1,532	766
公立認可施設	-	-	10/10	818	-	818
合計				3,882	1,532	766
						1,584